

## 令和2年生駒市農業委員会第5回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局  
会議開催日時 令和2年5月13日(水)午後2時00分  
会議開催場所 市役所 大会議室  
出席者 会長 8番 中田 建彦  
農業委員会委員  
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり  
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明  
5番 池田 憲央 9番 中本 真人  
説明者 事務局 局長 植島 秀史  
係長 上田 修司 主査 増本 量俊  
傍聴者 なし

---

### 議事次第

#### 審議事項

1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
2. 農地造成工事届出書
3. 農地利用集積計画書に対する意見聴取について
4. 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
5. 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
3. 農地の転用事実に関する照会について
4. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

#### その他

#### 配布資料

- 本日の定例会議の「議案及び位置図」
- 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

- 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
- 大阪農業時報

○局長 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 染岡 委員

5番 池田 委員

9番 中本 委員

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものである。

No.1～4の申請地の位置について

高船口バス停留所のほぼ西約200mのところに位置する高山町地内の農地4筆。

申請理由について

譲渡人は他府県に在住で、高齢であることから営農、維持管理が難しくなっていた。一方譲受人は、国道163号線沿いに数十台のトラックを置く駐車場を持っているが、この駐車場が狭くなってきたため、そこから車で約15分のところに位置する本農地を買い受け、トラック17台を置くことができるトラック置場つまり青空駐車場として転用することになった次第である。

4筆の農地のうちNo.1、2が青空トラック置場への転用として申請が出ている。一方、農地4筆の南側奥に別の農地と原野等があるが、これまではここに車などで侵入するに際し、4筆中のNo.3、4部分および、それに隣接する里道にまたいで利用していた。つまり、この農地を車などで横切っていたわけである。No.1、2がトラック置場となり、企業管理の用地になるため、進入路部分をきちんと確保する必要に迫られたことから、奥の農地、原野の利用者のために、仲介業者がNo.3、4として分筆したうえで、道路として転用し、提供することとなった。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は自然浸透や既設水路への放流としている。ま

た、北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

#### 現地調査について

今月 8 日には、会長をはじめとする農業委員 4 名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

#### No.5の申請地の位置について

高山大橋の南、約 1 5 0 m のところに位置する高山町地内の農地 1 筆の一部。

#### 申請理由について

譲渡人は、本農地の東に約 3 0 0 m のところに在住で、高齢であることから営農、維持管理が難しく、できる限り農地の管理面積を少なくしようとしていた。一方譲受人は、この農地の前の道路である、県道枚方大和郡山線を南に約 3 k m のところ、車で約 1 0 分程度のところにある事業所にトラックを置く駐車場を持っているが、駐車場が狭くなってきたため本農地を買い受け、2 t トラック 1 2 台を置くことができる青空駐車場として転用をすることになった次第である。

一方、この申請地の奥にある農地への進入路を確保するため、この申請とは別に農地法施行規則第 2 9 条の届出をする予定である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が 1 0 h a 未満の区域であることから第 2 種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は自然浸透や既設水路への放流としている。また、北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

#### 現地調査について

今月 8 日に、会長をはじめとする農業委員 4 名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、これらの申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、No.1～2、No.5 については、転用面積が 3 0 0 m<sup>2</sup>以上であること、また、No.3～4 については転用面積が 3 0 0 m<sup>2</sup>未満だが、No.1～2 の起案にもとづく申請であることから、いずれも奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。

これらの申請については転用面積が 300 m<sup>2</sup>以上あるため奈良県農業会議の意見照会を経てから許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼。

○主査 [議案読み上げ]

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等は不要であるが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要となっている。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

No.1の申請地の位置について

国道168線沿いにある南田原交差点より南南東、約300メートルに位置する小町町地内の農地1筆。

申請理由について

本届出農地は周囲地盤から約160cm下にあり、天候が悪くなると水の侵入があり困っていた。本申請は地盤面を上げ畑としての利用をより良くしようとするものである。本工事に際し、地元水利組合及び隣接農地所有者の同意も添付されており、周辺農地への影響はないと考えられる。

現地調査について

今月8日に、会長をはじめとする農業委員3名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、引き続き農地として利用していくとのことより、問題点はなかった。以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認。

[「異議なし」の声あり]

議案第2号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言し、受理通知書の発行を行う。

議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼。

○主査 [議案読み上げ]

本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため、議案として上げたものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度である。

No.1～8の申請地の位置について

申請農地は、主に2か所ある。1か所目のNo.1～6は、高山駐在所の北約150mに位置する高山町庄田地内の農地6筆、2か所目のNo.7～8は高山駐在所の東南東約400mに位置する高山町大北地内の農地2筆。

申請理由について

使用貸人は、多くの農地を所有しているが営農を続けていくことが難しくなってきた

ことから、本農地の近くに居住の使用借人が管理をしていくことになった次第。

要件について

現在の生駒市での経営耕地面積は約45アールであり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たしている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。

No.9～10の申請地の位置について

高山駐在所の南西約150mに位置する生駒市高山町地内の農地2筆。

申請理由について

使用貸人は、多くの農地を所有しているが、高齢であり営農を続けていくことが難しくなってきたことから、本農地の近くで耕作をしている使用借人が管理をしていくことになった次第。

要件について

使用借人は、もともと30アール以上の農地を経営していたが、転用により現在の生駒市での経営耕地面積は約8アールとなっている。この手続きにより約22アールを借るので農地取得の下限面積要件の20アール以上を満たすことになる。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員3名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。

以上のことから、本案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○議長 No.1～8の使用借人はいちごのハウス栽培や野菜の栽培をしており、現在45アールの農地を借りているが今年の年末にさらにハウスを増やす予定である。今回、経営規模の拡大と収益の安定化を考え、さらに農地を借りかぼちゃ・白菜等の野菜、給食用の玉ねぎ等の栽培を増やしていくこととなった。給食用の食材に関して、学校給食関係に相談・契約は既に行っているのか。

○局長 今回借りる農地に関してはこれから栽培してからとなるので来年度からとなる。よってまだ給食センターに相談はしていない。

○議長 No.9～10について、賃貸人は90歳で昨年まで現役で営農していたが、ケガにより営農継続が難しくなってきたという話をしていた。今回近所の方が営農していく方向で話が進んだ。

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」は「問題なし」とい

うことで、生駒市に回答する。

議案第4号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、  
議案第5号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の説明を  
事務局に依頼。

○主査 [議案読み上げ]

[内容の説明]

- ・農業委員会の状況
- ・担い手への農地の利用集積・集約化
- ・新たに農業経営を営もうとする者の参入促進
- ・遊休農地に関する措置に関する事など

○主査 審議について依頼。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○議長 昨年の農地台帳面積は628ヘクタールで、今年度の活動計画では629ヘクタール  
となっているが、この1ヘクタールの差はどういうことか。

○主査 昨年度の調査において市街化調整区域及び市街化区域の判定が不明な農地が1ヘク  
タールあった。データには市街化調整区域、市街化区域の別がはっきりしている数字を  
あげることになっていたのがこの時点では628ヘクタールとなっている。その後、調  
査を進めその判定ができたので、今年度の活動計画のデータは629ヘクタールとなっ  
ている。農地面積が増えたわけではない。

○副会長 農業委員会の状況において、表にある集落営農組織とは何か。どのような規定があり  
のか。市や国の補助などがあるのか。

○主査 集落を株式会社のように法人化したものに相当する組織であると思われる。詳細につ  
いて調べ、後日報告する。

○局長 集落営農組織については農事組合法人を立ち上げることであると考えられる。詳しく  
調べておく。国の補助金を活用して法人化組織を推進するというものが国の事業で以前  
あったので、今もその補助金があるかについても調べておく。県内では葛城市など中南  
和地区で集落営農を進めているところがある。その地域、地域で共同の農業機械を所有  
し、法人なので作業にかかわった人に給料が支払われるといった形で進められていると  
思われる。

○議長 大規模な農地が取りまとめられ、そこに国の補助金が投入される農事組合法人もある  
が、桜井市の長谷寺の奥の中山間地では、農業委員会会長を中心に農地が取りまとめら  
れ新しいブランド米を立ち上げている。農業者が高齢化している中で農地をどう維持し  
ていくかということも視野に入れ、大規模でなくてもブランド化や、6次産業化という  
方法も考えていく必要がある。

また、違反転用についても引き続き注意していく必要がある。

○議長 承認について異議の確認。

[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第4号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第5号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の承認を宣言。事務局に市ホームページによる公開と奈良県を通じて農林水産省への報告を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」  
報告第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」  
報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」  
報告第4号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」  
について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係長 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～5については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

○係長 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているものである。

市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くあるが、通常は30年間農地として利用をしていかなければならないことになっている。しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。

この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口として行なうことになっているが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。

本件のうちNo.1及び2については、主たる従事者の死亡を理由として申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

○係長 〔議案読み上げ〕

## 概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

## 報告事項

No.1 については、約 20 年以上前から宅地として利用してきた農地。

No.2～5 については、いずれも約 20 年以上前から公衆用道路として利用してきた農地。

No.6 については、約 10 年以上前から山林となっていた農地。

今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性がないとの確認した上で、その旨を法務局に回答したことの報告。

## 報告第 4 号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

### ○係長 [議案読み上げ]

本報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用許可後に転用事業者から工事完了報告があったもの。

以上で報告を終了。

### ○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

### ○議長 その他の説明を事務局に依頼。

### ○主査 「大阪農業時報」を説明。

大阪府農業会議より「大阪農業時報 第 811 号」が送付された。令和 2 年 2 月 17 日、大阪府農業委員会職員協議会が生駒市農業委員会を視察した記事が掲載されていた。

### ○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

### ○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

### ○局長 次回の日程について

定例会 6 月 10 日 (水) 午後 2 時～ 401、402 会議室

現地調査 6 月 3 日 (水)

前日 6 月 2 日 (火) までに同行いただく委員に連絡する。

### ○議長 閉会宣言

午後 3 時 10 分閉会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第5回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号                      4番 染岡 政明

---

議席番号                      5番 池田 憲央

---

議席番号                      9番 中本 真人

---